

2021年6月2日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2

株式会社 西京銀行

取締役頭取 平 岡 英 雄

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 山口県周南市平和通一丁目10番の2
当行本店 5階講堂
3. 目的事項
報告事項 第113期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<https://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「会計参与に関する事項」「その他」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会
が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト
(アドレス<https://www.saikyobank.co.jp/>)に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されています。感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
このたび、当行第113期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行を取り巻く外部環境は、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、山口県の人口減少、高齢化の進展により、さらに厳しさを増すことが予想されることから、これまで以上に、山口県を中心とした中小・小規模事業者や個人のお客さまの課題解決に向けた取組みを強化します。

具体的には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまとの接点をさらに増やし、必要な対策を迅速に講じるとともに、政府による各種補助金の申請サポート等、本支店一体となった取組みを強化します。

また、地元の中小・小規模事業者の経営課題を解決するため、昨年12月に新設した「ビジネスコンサルティンググループ」の要員を増強し、外国人材の採用やDXを通じた業務改革等の事業者向けコンサルティングサービスの充実に努めます。

個人のお客さまに対しては、コロナ禍で外出自粛が要請されるなか、ローンの申込みから契約までスマートフォンで完結できる来店不要型の「やまぐち応援マイカーローン・教育ローン」を発売するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力して参る所存でございます。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

取締役頭取 **平岡 英雄**

目 次

第113期定時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件	6

(添付書類)

I.事業報告

1.当行の現況に関する事項	11
2.会社役員に関する事項	17
3.社外役員に関する事項	20
4.当行の株式に関する事項	22
5.会計監査人に関する事項	25

II.計算書類

1.貸借対照表	26
2.損益計算書	27

III.連結計算書類

1.連結貸借対照表	28
2.連結損益計算書	29

IV.監査報告書

1.会計監査人の監査報告書 謄本	30
2.連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	32
3.監査等委員会の監査報告書 謄本	34

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金6円
普通株式配当総額 693,914,304円
当行第二種優先株式1株につき金20円
第二種優先株式配当総額 100,000,000円
当行第三種優先株式1株につき金25円
第三種優先株式配当総額 137,500,000円
配当総額の合計 931,414,304円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月28日

第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全8名は、本総会終結をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当行の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	生年月日	現在の当行における地位等	
1	平岡英雄	1956年2月14日	取締役頭取	再任
2	金丸眞明	1957年11月1日	取締役副頭取	再任
3	松岡健	1971年12月29日	専務取締役	再任
4	奈村幸一郎	1962年1月27日	常務取締役周南地区統括部長兼本店営業部長	再任
5	山岡靖幸	1964年1月27日	常務取締役営業統括部長	再任
6	畑谷剛	1965年8月14日	取締役市場金融部長	再任
7	山下禎治	1966年11月15日	取締役人財サポート部長	再任
8	岡田浩	1964年1月8日	取締役下関地区統括部長兼下関支店長	再任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
1	平岡英雄 (1956年2月14日生)	1978年4月 当行入行 2005年6月 当行取締役兼執行役員 2008年6月 当行常務取締役経営企画本部長 2009年6月 当行専務取締役経営企画本部長 2010年6月 当行取締役頭取 <担当> 監査部 (現任)	普通株式 156,769株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>銀行の代表取締役頭取、取締役会議長、内部監査担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
2	金丸眞明 (1957年11月1日生)	1981年4月 当行入行 2008年6月 当行取締役リスク管理本部長兼経営企画副本部長 2009年6月 当行取締役経営管理本部長 2009年11月 当行取締役経営管理本部長兼営業本部長 2011年6月 当行常務取締役 2013年4月 当行専務取締役 2018年4月 当行取締役副頭取 <担当> 地域連携部・審査部 (現任)	普通株式 59,276株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>取締役就任以降、与信管理、地域連携部門担当役員、代表取締役としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
3	<p style="text-align: center;">まつ おか けん 松 岡 健 (1971年12月29日生)</p>	<p>1995年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行 2000年11月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 2002年11月 フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社入社 2010年5月 当行入行 当行執行役員総合企画部長 2011年6月 当行取締役総合企画部長 2015年4月 当行常務取締役総合企画部長 2018年4月 当行専務取締役総合企画部長 2020年4月 当行専務取締役 (現任) <担当> 総合企画部・リスク統括部・システム部・事務推進部・業務推進部</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 52,969株</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、経営企画、リスク管理部門担当役員、代表取締役としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
4	<p style="text-align: center;">な むら こういち ろう 奈 村 幸一郎 (1962年1月27日生)</p>	<p>1985年4月 当行入行 2009年6月 当行経営企画本部副本部長 2010年4月 当行総合企画部企画部長 2011年4月 当行下松地区統括部長兼下松支店長 2012年10月 当行執行役員審査部長 2013年6月 当行取締役審査部長 2015年4月 当行取締役役人事部長兼総務部長 2016年4月 当行取締役役人事部長 2017年10月 当行取締役役人事部長兼総務部長 2018年4月 当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長 2021年4月 当行常務取締役周南地区統括部長兼本店営業部長 (現任)</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 57,044株</p>
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
5	<p>やま おか やす ちき 山岡 靖幸 (1964年1月27日生)</p>	<p>1986年4月 当行入行 2009年6月 当行経営企画本部副本部長 2010年7月 当行人事部長兼総務部長 2012年10月 当行執行役員人事部長兼総務部長 2013年6月 当行取締役人事部長兼総務部長 2013年10月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長 2018年4月 当行取締役人事部長兼総務部長 2019年2月 当行取締役 2019年5月 当行取締役人事部長兼総務部長 2020年6月 当行取締役営業統括部長 2021年4月 当行常務取締役営業統括部長 (現任) <担当> 営業統括部、個人営業部、コンサルティング事業部</p>	普通株式 51,682株
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、営業推進部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		
6	<p>はた たに つよし 畑谷 剛 (1965年8月14日生)</p>	<p>1989年4月 当行入行 2009年10月 当行営業本部副本部長 2010年4月 当行市場金融部コーポレート部長兼東京事務所長 2010年10月 当行コーポレート営業部長兼東京事務所長 2013年4月 当行執行役員コーポレート営業部長 2015年6月 当行取締役コーポレート営業部長 2019年4月 当行取締役宇部地区統括部長兼宇部支店長 2021年4月 当行取締役市場金融部長 (現任) <担当> 市場金融部、市場事務部</p>	普通株式 50,670株
	<p>【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、市場金融部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類および数
7	やま した てい じ 山下 禎 治 (1966年11月15日生)	1989年4月 当行入行 2004年4月 当行経営戦略室調査役 2005年2月 当行経営戦略室主任調査役 2008年7月 当行日の出支店長 2010年4月 当行福岡支店長 2013年4月 当行山口地区統括部長兼山口支店長 2015年4月 当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長 2017年6月 当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長 2018年4月 当行取締役営業統括部長 2020年6月 当行取締役人事部長兼総務部長 2021年4月 当行取締役人財サポート部長 (現任) <担当> 人財サポート部	普通株式 45,367株
		【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、営業推進部門、人事総務管理等経営管理担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。	
8	おか だ ひろし 岡 田 浩 (1964年1月8日生)	1986年4月 当行入行 2001年4月 当行新下関支店長 2004年4月 当行小月支店長 2006年7月 当行長門支店長 2010年4月 当行営業統括部長 2011年4月 当行下関地区統括部長兼下関支店長 2013年10月 当行周南地区統括部長兼本店営業部長 2014年4月 当行執行役員当行周南地区統括部長兼本店営業部長 2018年4月 当行常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長 2020年6月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長 (現任)	普通株式 32,656株
		【取締役候補者とした理由】 取締役就任以降、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。	

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当行の株式は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。各取締役候補者の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

以上

第113期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

〔主要な事業内容〕

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計33店舗にて、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、投資信託、保険商品の窓口販売業務等を行い、銀行業務に積極的に取り組んでおります。

〔金融経済環境〕

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直していくことが期待されるものの、感染症の影響は依然不透明であり、引き続き内外経済に与える影響に十分注意する必要があります。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、住宅投資や設備投資は下げ止まりつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響により個人消費はサービス関連を中心に下押し圧力が強く、雇用・所得情勢も弱めの動きがみられることから、感染症の状況が当地の金融経済に与える影響について注視していく必要があります。

〔事業の経過及び成果〕

こうした中、当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小・小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」のもと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けられたお客さまへのサポートを地域金融機関の使命として最優先に取り組んでおります。具体的には、事業者や住宅ローンのお客さまを対象とした休日相談窓口の設置を行い、新型コロナウイルス感染症対策融資等に積極的に対応したほか、山口県による感染症対策にお役立ていただくことを目的に、お預け入れ総額に応じた寄付金を当行が拠出する「新型コロナ対策応援定期預金」を発売し、多くのお客さまからご賛同・ご好評をいただきました。

また、経営基盤強化のために、中期経営計画で掲げた営業店業務の集中化や効率化を進め、経費削減に努めました。こうした活動に取り組んだ結果、当期は次のような営業成績となりました。

預金は、「新型コロナ対策応援定期預金」や「さいきょう年金定期預金」を中心に、期中1,100億円（7.22%）増加し、期末残高は1兆6,330億円となりました。

貸出金は、地元の中小企業向け貸出や、住宅ローンを中心に期中734億円(5.83%)増加し、期末残高は1兆3,315億円となりました。

有価証券は、債券を中心に期中371億円(17.70%)増加し、期末残高は2,472億円となりました。

以上を主因に、総資産は期中2,406億円(14.75%)増加し、期末残高は1兆8,719億円となりました。

損益状況につきましては、新型コロナウイルス感染症対策融資等に積極的に対応した結果、貸出金利息が増加する一方で、市場金利の低位安定の長期化に伴う有価証券利息配当金の減少により、経常収益は1億94百万円(0.73%)減少して261億48百万円になりました。

経常費用は、預金利息、営業経費及び貸倒引当金繰入額の減少により17億37百万円(8.04%)減少して198億52百万円になりました。

以上により、経常利益は前期から15億43百万円(32.48%)増益の62億95百万円となり、当期純利益においては14億39百万円(49.08%)増益の43億71百万円と過去最高益となりました。

単体自己資本比率(国内基準)は、分子となる自己資本額を積み上げたことに伴い、前期より0.15ポイント上昇し、8.02%となりました。

[当行の対処すべき課題]

当行を取り巻く外部環境は、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、山口県の人口減少、高齢化の進展により、さらに厳しさを増すことが予想されることから、これまで以上に、山口県を中心とした中小・小規模事業者や個人のお客さまの課題解決に向けた取組みを強化します。

具体的には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたお客さまとの接点をさらに増やし、必要な対策を迅速に講じるとともに、政府による各種補助金の申請サポート等、本支店一体となった取組みを強化します。

また、地元の中小・小規模事業者の経営課題を解決するため、昨年12月に新設した「ビジネスコンサルティンググループ」の要員を増強し、外国人材の採用やDXを通じた業務改革等の事業者向けコンサルティングサービスの充実に努めます。

個人のお客さまに対しては、コロナ禍で外出自粛が要請されるなか、ローンの申込みから契約までスマートフォンで完結できる来店不要型の「やまぐち応援マイカーローン・教育ローン」を発売するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力して参る所存でございます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	1,377,617	1,481,411	1,522,948	1,633,026
	定期性預金	925,074	1,022,691	1,047,222	1,063,075
	その他	452,542	458,719	475,726	569,950
貸	出金	1,103,825	1,202,954	1,258,127	1,331,584
	個人向け	459,842	483,528	511,387	536,197
	中小企業向け	546,197	620,860	638,311	679,160
	その他	97,784	98,565	108,428	116,225
商品有価証券		34	70	69	43
有	価証券	250,172	224,154	210,073	247,269
	国債	78,892	53,116	57,513	56,213
	その他	171,279	171,037	152,560	191,055
総資産		1,491,104	1,588,457	1,631,283	1,871,935
内国為替取扱高		3,024,446	3,317,768	2,941,884	2,806,368
外国為替取扱高		百万ドル 223	百万ドル 239	百万ドル 169	百万ドル 256
経常利益		6,318	5,403	4,752	6,295
当期純利益		4,109	3,178	2,932	4,371
1株当たり当期純利益		38円47銭	25円41銭	23円29銭	35円74銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

		当年度末
使用人数		680人
平均年齢		37年8月
平均勤続年数		14年4月
平均給与月額		301千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与月額は、当年度の給与合計の平均であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

			当 年 度 末	
			店	うち出張所
山	口	県	55	(6)
広	島	県	2	(-)
福	岡	県	4	(-)
国	内	計	61	(6)
海		外	-	(-)
合		計	61	(6)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を20ヵ所設置しております。
営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	536
---------------	-----

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
建 物	405

(注) 上記の建物の主な投資内容は小野田支店の新築移転に伴う投資であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	500百万円	100.00%	—
株式会社 エス・ケイ・ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル業務	100百万円	100.00%	—
株式会社西京システムサービス	山口県周南市平和通一丁目10番の2	情報処理受託管理業務	50百万円	100.00%	—
西京カード株式会社	東京都江東区木場二丁目17番16号	個別信用購入あっせん業務	110百万円	100.00%	—
投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンド	山口県周南市平和通一丁目10番の2	地元企業等の創業等支援業務	1,300百万円	—%	—

(注) 当行の連結される子会社等は5社であります。

重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連641（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。

5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) **事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

(8) **その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員状況

(2020年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
平岡英雄	取締役頭取（代表取締役） 監査部担当	—	—
金丸眞明	取締役副頭取（代表取締役） 地域連携部、審査部担当	—	—
松岡健	専務取締役（代表取締役） 総合企画部長（委嘱） 総合企画部、システム部、事務推進部、 業務推進部担当	—	—
奈村幸一郎	取締役 周南地区統括部長兼本店営業部長	—	—
山岡靖幸	取締役 営業統括部長（委嘱） 営業統括部、個人営業部、 コンサルティング事業部担当	—	—
畑谷剛	取締役 宇部地区統括部長兼宇部支店長	—	—
山下禎治	取締役 人事部長兼総務部長（委嘱） 人事部、総務部、市場金融部、 市場事務部担当	—	—
岡田浩	取締役 下関地区統括部長兼下関支店長	—	—
山本秀雄	取締役 常勤監査等委員	—	—
滝本豊水	取締役（社外取締役） 監査等委員	弁護士法人はくと総合法律事務所弁護士	—
川村健一	取締役（社外取締役） 監査等委員	学校法人徳山教育財団徳山大学 経済学部特任教授	—
今田武男	取締役（社外取締役） 監査等委員	—	—
東裕二	取締役（社外取締役） 監査等委員	—	—

(注) 1.当行は2020年6月26日開催の第112期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2.取締役山本秀雄は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

3.当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

末田義明	執行役員	地域連携部長
森重勝文	執行役員	監査部長
水永忠伸	執行役員	山口地区統括部長兼山口支店長
笠原直樹	執行役員	市場金融部長兼市場事務部長
貞木雅和	執行役員	広島支店長
岡本泰裕	執行役員	業務推進部長
穂本晴夫	執行役員	下松地区統括部長兼下松支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	11人	279 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5人	33 (-)
監 査 役	3人	8 (-)
計	19人	320 (-)

- (注) 1. () 内は、報酬以外の金額であります。
2. 当行は、2020年6月26日開催の第112期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行（以下、本移行）しております。監査役の支給人数および報酬等は本移行前の期間にかかるものであり、取締役（監査等委員）の支給人数および報酬等は本移行後の期間にかかるものであります。
3. 上記には、2020年6月26日開催の第112期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与41百万円を含んでおりません。
5. 当行は、2016年6月24日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した社外取締役でない取締役1名に対し、47百万円の役員退職慰労金を支給しております。なお、支給金額には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

②業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第108期定時株主総会において、月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第108期定時株主総会において、月額600万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名

(うち、社外監査役は2名)です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く。以下「取締役」という。)の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額3,500万円以内(使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち、社外取締役は0名)です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名(うち、社外取締役4名)です。

⑤役員報酬の内容の決定に関する方針等

当行は取締役会において役員報酬規程(2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定)を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、①従業員給与の最高額、②過去の同順位の役員の支給実績、③銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12カ月で除した金額と定めています。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役頭取平岡英雄(監査部担当)に対し監査等委員でない各取締役報酬額の決定について一任しております。これは、役員報酬規程に基づ

き、前年度の従業員給与の最高月額に規程で定められた乗率を掛けて決定されるものであることから恣意性が排除されているためであります。

(3) **責任限定契約**

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) **補償契約**

該当事項はありません。

(5) **役員等賠償責任保険契約に関する事項**

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) **社外役員の兼職その他の状況**

氏 名	兼職その他の状況
滝 本 豊 水	弁護士法人ほくと総合法律事務所弁護士
川 村 健 一	学校法人徳山教育財団徳山大学経済学部特任教授

当行と滝本豊水氏、川村健一氏が兼職する各法人等との間に貸出金の取引等特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
滝本 豊水 (社外取締役 監査等委員)	14年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会10回のうち10回出席	大蔵省等行政機関や弁護士としての職務経験に基づき、専門的見地を踏まえ議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
川村 健一 (社外取締役 監査等委員)	4年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査等委員会10回のうち10回出席	建設会社海外子会社社長、大学教授としての幅広い職務経験に基づき、取締役会で助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
今田 武男 (社外取締役 監査等委員)	1年9ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査役会4回のうち4回出席 監査等委員会10回のうち10回出席	金融関係業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
東 裕二 (社外取締役 監査等委員)	1年5ヵ月	取締役会12回のうち12回出席 監査役会4回のうち4回出席 監査等委員会10回のうち10回出席	上場IT企業の取締役や代表取締役としての幅広い職務経験や会社経営に関する専門的知見等を通じて、取締役会で助言・提言を行い、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	20 (－)	－

(注) () 内は、報酬以外の金額であります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	297,000千株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	10,000千株
	第四種優先株式	10,000千株
	第五種優先株式	10,000千株
	第六種優先株式	10,000千株
	第七種優先株式	10,000千株

発行済株式の総数	普通株式	115,967千株
	(うち自己株式)	314,660株
	第二種優先株式	5,000千株
	第三種優先株式	5,500千株

(2) 当年度末株主数

普通株式	6,702名
第二種優先株式	109名
第三種優先株式	12名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
西京銀行行員持株会	2,426千株	2.09%
株式会社合人社グループ	2,400	2.07
西京リース株式会社	2,248	1.94
日本国土開発株式会社	1,900	1.64
富士通株式会社	1,636	1.41
損害保険ジャパン株式会社	1,618	1.39
岡田 幹 矢	1,500	1.29
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,251	1.08
株式会社バルコム	1,214	1.04
株式会社広島銀行	962	0.83

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社長府製作所	500千株	10.00%
東ソー株式会社	300	6.00
株式会社トクヤマ	300	6.00
日本国土開発株式会社	260	5.20
株式会社中電工	200	4.00
長州産業株式会社	200	4.00
富士高圧フレキシブルホース株式会社	150	3.00
大晃機械工業株式会社	100	2.00
光東株式会社	100	2.00
高山石油株式会社	100	2.00
カワノ工業株式会社	100	2.00
株式会社えんホールディングス	100	2.00
株式会社九州リースサービス	100	2.00
株式会社ビジネスアシスト	100	2.00
小松印刷株式会社	100	2.00
社会福祉法人寿幸会	100	2.00
山口合同ガス株式会社	100	2.00

第三種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	18.18%
株式会社長府製作所	1,000	18.18
日本国土開発株式会社	1,000	18.18
徳機株式会社	500	9.09
藍澤証券株式会社	500	9.09
櫻井博志	500	9.09
株式会社ほけんeye西京	300	5.45
株式会社中電工	200	3.63
フューチャー株式会社	200	3.63
赤坂印刷株式会社	100	1.81
全国保証株式会社	100	1.81
株式会社ビジネスアシスト	100	1.81

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4)役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 下西 富男 指定有限責任社員 岡田 英樹	40	0

- (注) 1. 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、2021年3月のFATCA報告に係る代行業務を委託し、その対価を支払っております。
2. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円です。
3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任する。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、必要に応じて経営執行部門及び会計監査人から事情を聴取のうえ、監査等委員会の決議をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定する。

第113期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	275,243	預 金	1,633,026
現 預 け	22,625	当 座 預 金	24,487
買 入 金 銭 債 権	252,618	普 通 預 金	511,737
商 品 有 価 証 券	261	貯 蓄 預 金	14,396
商 品 国 債	43	通 知 預 金	84
金 銭 の 信 託	43	定 期 預 金	1,060,935
有 価 証 券	1,087	定 期 積 立 預 金	2,140
国 債 債 権	247,269	そ の 他 の 預 金	19,244
地 方 債 債 権	56,213	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,651
株 式 債 債 権	71,193	借 入 金	141,000
そ の 他 の 証 券 金	44,073	借 入 金	141,000
貸 引 出 手 形 付 越 替	13,817	そ の 他 負 債	9,888
割 引 手 形 付 越 替	61,971	未 決 済 為 替 借 替	37
当 座 貸 付 越 替	1,331,584	未 払 法 人 税 等	887
外 国 為 替 預 け 産 産	1,404	未 払 費 用	5,338
そ の 他 資 産	19,437	前 受 収 益	343
未 決 済 為 替 貸 用 益	1,214,812	給 付 補 填 備 金	1
前 払 収 入 益	95,930	融 派 生 商 品	479
融 派 生 商 品 産 産	252	資 産 除 去 債 務	44
有 形 固 定 資 産	9,181	そ の 他 の 負 債	71
建 物 地 産 産	33	退 職 給 付 引 当 金	2,684
土 地 産 産	1,049	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	275
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,767	偶 発 損 失 引 当 金	203
無 形 固 定 資 産	1,676	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	115
ソ フ ト ウ ェ ア 産 産	1,101	支 払 承 諾	816
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5,228	負 債 の 部 合 計	1,792,296
前 払 年 金 費 用 産 産	10,215	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	3,833	資 本 金	23,497
支 払 承 諾 見 返 金	5,779	資 本 剰 余 金	19,088
貸 倒 引 当 金	45	資 本 準 備 金	15,071
	556	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,016
資 産 の 部 合 計	1,871,935	利 益 剰 余 金	31,851
		利 益 準 備 金	1,702
		そ の 他 利 益 剰 余 金	30,149
		別 途 積 立 金	2,832
		繰 越 利 益 剰 余 金	27,316
		自 己 株 式	△121
		株 主 資 本 合 計	74,316
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,704
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,607
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,322
		純 資 産 の 部 合 計	79,639
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,871,935

第113期 (2020年 4月 1日から 2021年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常		26,148
資	運	21,869	
貸	出	19,241	
有	証	2,462	
コ	ル	△0	
債	券	0	
預	借	135	
金	取	13	
そ	の	15	
役	他	1,990	
受	の	323	
そ	の	1,667	
そ	の	549	
そ	の	211	
株	の	337	
金	式	0	
そ	の	1,738	
経	金	1,090	
資	の	360	
預	常	287	
讓	費	3,076	
コ	調	2,948	
債	金	0	
社	性	△8	
金	マ	21	
そ	取	24	
役	の	89	
支	他	0	
そ	の	4,598	
そ	の	0	
商	の	4,598	
国	品	30	
營	債	0	
そ	有	29	
の	等	10,761	
倒	業	1,386	
株	他	1,131	
株	引	78	
そ	等	0	
の	の	175	
常	利	6,295	
特	別	24	
特	定	33	
税	別	14	
法	定	6,287	
法	前	1,596	
法	住	318	
当	税	1,915	
人	人	4,371	
期	期		

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

(2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	275,316	預 金	1,629,548
買 入 金 銭 債 権	426	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,651
商 品 有 価 証 券	43	借 用 金	141,000
金 銭 の 信 託	1,087	そ の 他 負 債	10,016
有 価 証 券	246,165	退 職 給 付 に 係 る 負 債	611
貸 出 金	1,321,730	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	203
外 国 為 替	252	偶 発 損 失 引 当 金	115
そ の 他 資 産	17,116	繰 延 税 金 負 債	0
有 形 固 定 資 産	10,225	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	816
建 物	3,833	支 払 承 諾	1,318
土 地	5,779	負 債 の 部 合 計	1,789,282
リ ー ス 資 産	45	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	567	資 本 金	23,497
無 形 固 定 資 産	1,569	資 本 剰 余 金	19,146
ソ フ ト ウ ェ ア	1,535	利 益 剰 余 金	32,406
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	33	自 己 株 式	△121
繰 延 税 金 資 産	261	株 主 資 本 合 計	74,929
支 払 承 諾 見 返	1,318	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,705
貸 倒 引 当 金	△6,300	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,607
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△320
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	5,001
		純 資 産 の 部 合 計	79,931
資 産 の 部 合 計	1,869,214	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,869,214

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		26,611
資金運用収益	21,191	
貸出金利息	18,959	
有価証券利息配当金	2,021	
コールローン利息及び買入手形利息	△0	
債券貸借取引受入利息	0	
預け金利息	136	
その他の受入利息	73	
役員取引等収益	3,116	
その他の業務収益	549	
その他の経常収益	1,754	
その他の経常収益	1,754	
経常費用		20,326
資金調達費用	3,074	
預金利息	2,946	
譲渡性預金利息	0	
コールマネー及び売渡手形利息	△8	
債券貸借取引支払利息	21	
社債利息	24	
その他の支払利息	89	
役員取引等費用	4,899	
その他の業務費用	30	
営業経費用	10,900	
その他の経常費用	1,421	
貸倒引当金繰入額	1,136	
その他の経常費用	285	
経常利益		6,285
特別利益		24
固定資産処分益	24	
特別損失		33
固定資産処分損失	20	
減損損失	12	
税金等調整前当期純利益		6,276
法人税、住民税及び事業税	1,720	
法人税等調整額	325	
法人税等合計		2,046
当期純利益		4,229
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		4,229

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下西富男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡田英樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月6日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 下西富男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡田英樹 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月7日

株式会社 西京銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 山本 秀雄 ㊟

監査等委員 滝本 豊水 ㊟

監査等委員 川村 健一 ㊟

監査等委員 今田 武男 ㊟

監査等委員 東 裕二 ㊟

(注) 監査等委員 滝本豊水、川村健一、今田武男及び東裕二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

最寄りの駅 JR徳山駅

- 受付にピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。